

# 沿革

	1955年	1965年	1980年	1990年	2000年
法律の位置づけ	<p>&lt;1951年&gt;</p> <p>都道府県協議会と社会福祉協議会連合会を規定</p>		<p>&lt;1983年&gt;</p> <p>市町村社会福祉協議会に関する規定を追加</p>	<p>&lt;1990年&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政令市の地区協議会に関する規定を追加</li> <li>○ 市区町村・地区協議会は、               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業を行うこと</li> <li>・ 社会福祉を目的とする事業の企画・実施に努めること 等を追加</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;1992年&gt;</p> <p>事業に、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行うことを追加</p>	<p>&lt;2000年&gt;</p> <p>「地域福祉の推進を目的とする団体」であることを明示</p>
国の関連施策	<p>&lt;1949年&gt;</p> <p>GHQが示した「社会福祉行政に関する6項目」の中で、社会福祉活動に関する協議会の創設が挙げられた。</p> <p>&lt;1951年&gt;</p> <p>厚生省事務次官立ち会いのもと、日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会の首脳が会談。3団体が一体となって社会福祉協議会の確立促進にあたることを宣明。</p>	<p>&lt;1963年&gt;</p> <p>全国社会福祉協議会に企画指導員、各都道府県社会福祉協議会に福祉活動指導員を設置(国庫補助)</p> <p>※指定都市社協は1965年</p>	<p>&lt;1966年&gt;</p> <p>市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員を設置(国庫補助)</p>	<p>&lt;1991年&gt;</p> <p>「ふれあいのまちづくり事業」開始</p> <p>&lt;1994年&gt;</p> <p>福祉活動指導員設置費を一般財源化</p> <p>&lt;1999年&gt;</p> <p>福祉活動専門員設置費を一般財源化</p>	
	<p>&lt;1952年&gt;</p> <p>小地域社会福祉協議会組織の整備について(厚生省社会局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郡市町村等の協議会の自発的・民主的な組織化をすすめること</li> <li>・ 経費は共同募金配付金及び構成員からの会費等をもってあてること</li> <li>・ 市町村当局も一構成員として分担金・委託金を支出するよう指導されたいこと</li> <li>・ 中央においても地方財政平衡交付金に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと 他</li> </ul>		<p>&lt;1967年&gt;</p> <p>共同募金の実施について(厚生省社会局長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉協議会の職員の人件費、事務費等については、なるべく速やかにそれ自体の会費収入及び国、地方公共団体の補助金等によって賄い、共同募金の配分金に、一部であるにせよ依存しないことが望ましいので、国は勿論、地方公共団体においても公費補助の増額に努力するとともに、社会福祉協議会においても、会費収入の増加等について努力すること。</li> </ul>		

## 構 成

- 市町村社会福祉協議会は、区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者(社会福祉施設等)、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 都道府県社会福祉協議会は、区域内の市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- また、関係行政庁が支配する事態を避ける趣旨から、関係行政庁職員は役員総数の5分の1を超えることはできないこととされている。